

## 愛知県重症外傷センター（仮称）の試行運用について

### 1. 試行の概要

#### (1) 指定制度創設の目的

救命救急センターの更なる機能強化、質の向上の取り組みとして、救命救急センターの中から「重症外傷センター」を指定し、重症外傷患者を集約化することにより、外傷外科医のスキル及び外傷治療レベルの向上を図り、重症外傷患者の予後の改善、救命率の向上に繋げる。

#### (2) 試行病院

- ・名古屋掖済会病院（名古屋市中川区松年町4-66）
- ・愛知医科大学病院（長久手市岩作雁又1-1）

#### (3) 試行実施地域

以下の消防機関が管轄する地域

名古屋市：名古屋市消防局

海部地区：津島市消防本部、愛西市消防本部、蟹江町消防本部、  
海部東部消防組合消防本部、海部南部消防組合消防本部

尾張東部地区：瀬戸市消防本部、尾張旭市消防本部、尾三消防本部

#### (4) 傷病者を試行病院に搬送するルール

- ① 重症度・緊急度が高く生命に危険のある外傷患者について、**まずは直近の救命救急センターに受入を要請**する。
- ② ①の救命救急センターが**受入困難な場合に、試行病院のいずれかに搬送**する。

<関係者に提示する搬送ルール>

「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」<sup>※1</sup>の「重症度・緊急度が高い外傷」のうち、ショック症状を伴うロード&ゴー症例<sup>※2</sup>について、「医療機関リスト4」の「外傷対応医療機関」の中から搬送時間が短い対応可能な医療機関を優先し受入れを要請するが、当該医療機関が受け入れ不能であった場合、試行病院に搬送する。

※1 平成21年改正消防法に基づき、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を策定することが県に義務付けられた。本県では、県内の消防機関及び医療機関関係者等で構成する「愛知県救急搬送対策協議会」の意見を踏まえ、平成23年12月に実施基準を策定（令和4年3月最終改正）。

※2 生命に危険が差し迫っている、もしくは潜在的に生命の危険が無視できない傷病者に対して、迅速な車内収容と高度な医療機関への搬送に取り掛かる。

#### (5) 試行開始時期及び試行期間

2023年1月23日（月）から1年間程度（検証結果等により延長する場合あり）

### 2 今後の主なスケジュール（予定）

2023年9月頃	・第1回検証会開催（検証対象期間2023年1月～6月）
2024年3月頃	・第2回検証会開催（検証対象期間2023年7月～12月）
	（必要に応じて試行運用期間を延長）
2024年5月以降	・検証結果等を踏まえた機能基準・搬送ルールの見直し ・重症外傷センター（仮称）の運用方法の決定及び指定